

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年3月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100152号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100026号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月10日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

令和元年7月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月10日

A社に勤務し、育児休業期間中である請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問社会保険労務士から提出された2019年度分賃金台帳及び令和01年分源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間(平成30年*月*日から令和元年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び源泉徴収簿において確認できる賞与額から、5万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100153号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100027号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月10日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

令和元年7月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月10日

A社に勤務し、育児休業期間中である請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問社会保険労務士から提出された2019年度分賃金台帳及び令和01年分源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間(平成31年*月*日から令和2年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び源泉徴収簿において確認できる賞与額から、5万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100136号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100017号

第1 結論

昭和40年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年*月から昭和53年3月まで

前回、請求期間の国民年金保険料については、昭和51年から昭和54年頃にA市のB出張所で国民年金の加入手続を行った際に、同出張所の職員が社会保険事務所(当時)の職員を自宅へ集金に向かわせると言い、B出張所の職員から保険料額として聞いた100万円をC金融機関の職員に自宅まで届けてもらい納付したので、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

請求期間の国民年金保険料として100万円を引き出した預金口座の届出印を所持しており、前回のC金融機関への調査に納得できないので、再度訂正請求を行った。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和54年1月において、国民年金保険料の第3回特例納付により請求期間の保険料を納付することは可能であったものの、i) 請求者が請求期間の保険料として納付したとする額は、同年1月に請求期間に係る保険料を全額納付した場合の総額とは大きく相違していること、ii) 昭和54年当時は、年金の受給資格期間は25年であり、請求期間及びオンライン記録において、保険料が納付済みとされている昭和53年4月から昭和54年3月までの期間だけでは受給資格期間を満たせないことは明らかであるにもかかわらず、特例納付分を含む保険料を納付しながら同年4月以降の保険料を納付していないのは不自然であること、iii) 請求者が第3回特例納付制度により保険料を納付した場合には、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)が特殊台帳として保管されることとなるが、請求者に係る特殊台帳は見当たらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないこと、iv) 請求者は、C金融機関の職員に100万円を届けてもらい、A市職員からの依頼で自宅に集金に来た社会保険事務所の職員に請

求期間に係る保険料を納付したとして、具体的な職員の姓を挙げていることから、姓の一致する3名に文書照会を行ったところ、いずれも請求者及び請求者が経営していた店を記憶していないと回答していること、v) A市及び昭和54年当時、請求者の住所地を管轄していたD年金事務所は、被保険者の自宅に社会保険事務所の職員が集金に行くことがあったかについて不明と回答していること、vi) 請求者が請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に令和3年4月9日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、国民年金保険料を支払うために引き出した預金口座の届出印を所持しており、C金融機関への調査に納得できないとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、前回の調査においては、請求者が加入手続を行ったと陳述する昭和51年から昭和54年頃にC金融機関で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、請求者が記憶する職員と姓の一致する男性全員に対して文書により調査を行っており、その全員から回答を得ているところ、この調査において回答を得られた者以外に同姓の男性職員を確認することができない。

また、前回の調査において、C金融機関は、預金口座の届出印を所持していたとしても、平成11年4月よりも前の期間に係る取引明細を確認することはできない旨陳述している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。